

多治見市バリアフリー基本構想（概要）

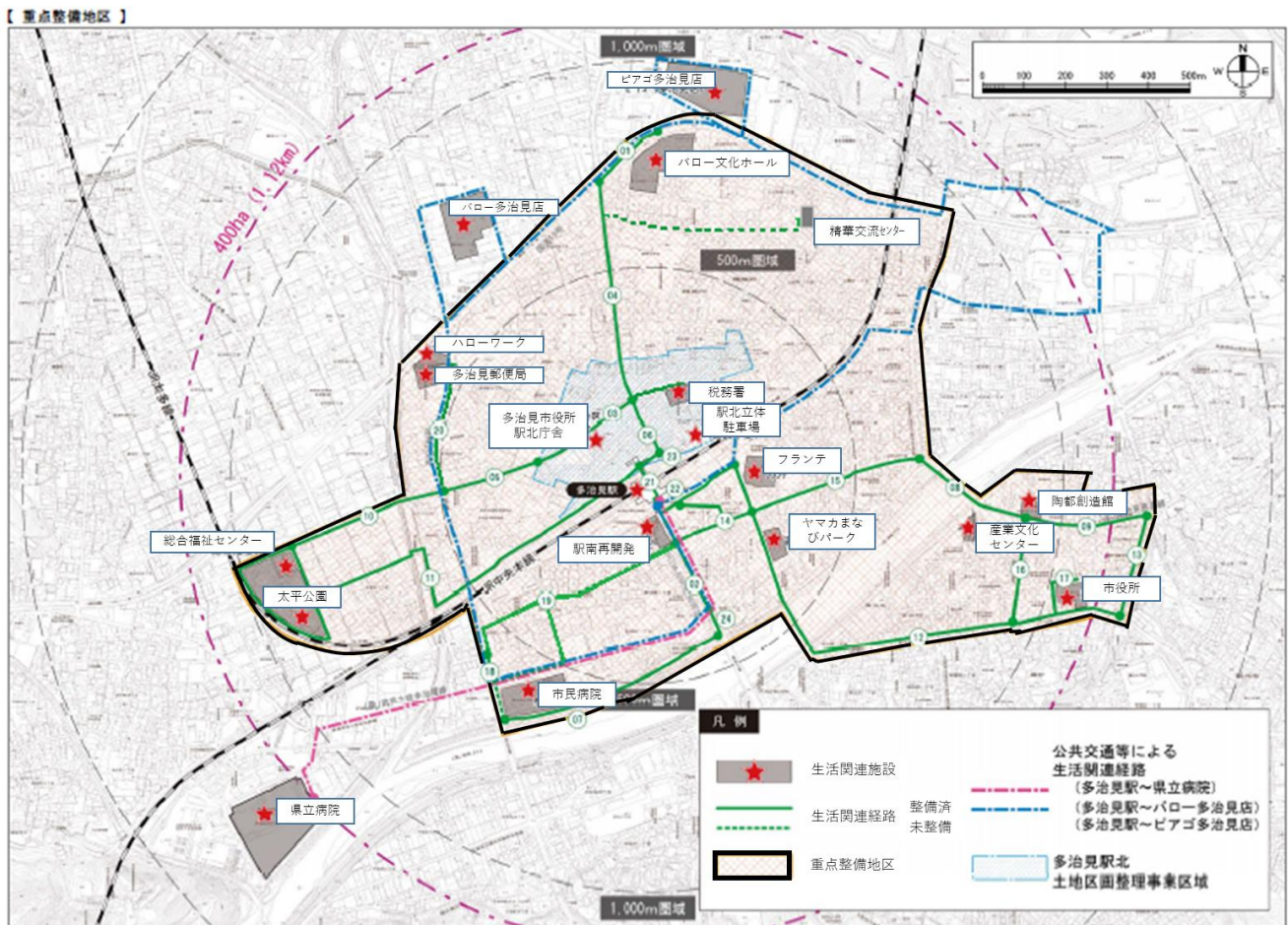
1. 基本目標及び基本方針

基本目標	だれもが安全・安心で快適に移動できる賑わいのあるまちづくり
基本方針	①重点整備地区内のバリアフリー整備のさらなる推進 ②多治見市全域におけるバリアフリー化の推進 ③ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりの推進 ④こころのバリアフリーの推進 ⑤市民・事業者・行政の連携

※計画期間：令和3年度～令和9年度

2. 重点整備地区

バリアフリー法で規定された基本構想では、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区を「重点整備地区」として設定することとしています。多治見市においてはJR多治見駅周辺地区を重点整備地区とし、生活関連施設と生活関連経路を含む範囲に加え、徒歩以外の移動手段として、バス路線を活用して施設間を結んだ範囲とします。



3. 「重点整備地区」の設定

生活関連施設と生活関連経路について

高齢者、障がい者等が日常的に利用する施設や公共性の高い施設を「生活関連施設」として位置付けます。また、生活関連施設を結ぶ道路や建物内及び敷地内にある通路などを「生活関連経路」として整備又は維持します。

生活関連施設

区分		施設名称
特定旅客施設		JR 多治見駅
特別特定建築物	官公庁施設	市役所本庁舎(日ノ出町)、税務署、ハローワーク多治見、市役所駅北庁舎
	医療・福祉施設	市民病院、県病院、総合福祉センター
	教育文化施設	ハロー文化ホール、ヤマカまなびパーク、産業文化センター、文化工房、精華交流センター
	郵便局	多治見郵便局
	大規模商業施設	駅南市街地再開発事業商業棟（建設予定）ヤマカ多治見フロンテ、ハロー多治見店、ピアゴ多治見店
都市公園		太平公園
路外駐車場		駅北立体駐車場、駅南地区市街地再開発事業駐車場棟（建設予定）

生活関連経路

施設	施設名称		備考
道路	1	国道19号（南側）（音羽小名田線～ハロー文化ホール）	
	2	（主）多治見停車場線（本町2～栄町1）	
	3	音羽小名田線（音羽町1～音羽町2）	市道 215000
	4	音羽小名田線（東側）（音羽町1～国道19号）	市道 215000
	5	音羽小名田線（南側）（音羽町2～国道248号）	市道 215000
	6	音羽小田線（北側駅前広場～音羽町1）（図面経路変更）	市道 212923
	7	土岐川堤防道路（北側）	市道 211926
	8	（主）名古屋・多治見線（多治見橋周辺）	
	9	（主）多治見・恵那線（オリベストリート）	
	10	市道 413200 線（南側）（国道248号～総合福祉センター）	
	11	福祉道路（北側駅前広場～野中橋）	市道 413222、213201、211916
	12	市道 213024、011500（昭和橋～山下町）	
	13	市道 010500 線（オリベストリート～山下町）	
	14	市道 212805・212800（駅前商店街）	
	15	市道 212800（ながせ商店街）	
	16	市道 010600（小路町商店街）	
	17	市道 011400・011403（市役所北側及び西側）	
	18	国道 248 号（市民病院周辺）	JR 多治見駅から市民病院前の経路
	19	市道 211900・211906	
	20	国道 248 号（音羽町4～多治見郵便局前）	多治見郵便局までの経路
通路	21	南北自由通路	
駅前広場	22	駅南駅前広場	
	23	駅北駅前広場	
道路	24	市道 110600（栄町2～陶都大橋）	

4. 重点整備地区における整備方針及び整備目標

本基本構想では、生活関連施設及び生活関連経路について整備方針を定め、これらに基づき必要な整備項目を抽出し、整備時期を定める整備目標を作成します。整備目標には特定事業の内容も含む記載としており、今後、施設設置管理者等が必要に応じて基本構想に基づいた特定事業計画を作成します。

分野	整備方針	整備目標
(1)公共交通（鉄道、バス） 対象：JR 東海、東濃鉄道	施設の適切な維持管理、バス、バス待合環境改善等	ノンステップバスの導入、上屋・ベンチの設置等
(2)道路 対象：国、県、市	適切な維持管理、道路改良時のバリアフリー化等	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、市道のカラー舗装等
(3)路外駐車場 対象：市、民間	適切な維持管理、駐車施設の適正配置によるバリアフリー化等	既存施設の適切な維持管理等
(4)都市公園 対象：市	適切な維持管理、快適な利用環境の整備等	園路の根上がりの解消、オストメイトの設置等
(5)建築物 対象：市、民間	適切な維持管理、移動しやすい環境づくり等	多機能トイレの設置、点字ブロック敷設等
(6)交通安全	安全な歩行空間の確保等	信号機、道路標識などの改修の実施等
(7)教育啓発	第8章こころのバリアフリーに記載	第8章こころのバリアフリーに記載
(8)その他（駅前広場、自由通路）	適切な維持管理等	総合的バス路線図の設置等

5. 総合的なバリアフリー化の推進

市全域におけるバリアフリー化

施設などハード面のバリアフリー化と併せて、障がい者への差別をなくすなどの「こころのバリアフリー」等ソフト事業も位置付けます。

項目	内容	実施事業
①施設のバリアフリー	市の公共公益施設、民間事業所のバリアフリー化を進める。	市本庁舎の建替え、バロー文化ホール改修時にバリアフリー化を推進等。
②交通、移動手段のバリアフリー	交通や移動手段のバリアフリー化を図り、利用者の円滑な移動、事業者の効率的なサービス提供ができる環境づくりを進める。	コミュニティバス、あいのりタクシー等における障がい者運賃割引制度等の継続等。
③こころのバリアフリー	障がい者への差別をなくすことや、障がい者について正しく理解し行動できるよう「こころのバリアフリー」を進める。	FMピピ等による障害者差別解消法などの啓発やバリアフリーに関する教育啓発を実施等。
④情報バリアフリー	災害時に情報を得ることが困難な方のために情報手段に配慮した取り組みを進める。	視覚障がい者用に市内図書館等において音声訳図書の設置を推進（新規）等。
⑤施策面でのバリアフリー	市民のだれもが参加し、または利用できるよう、施策面でのバリアフリー化を進める。	多治見市障害者活躍推進計画に基づき、市の機関において障がい者の雇用を推進等。